

平成 29 年 3 月 定例教育委員会会議結果報告及び会議録（要点筆記）
【一部非公開】

日 時：平成 29 年 3 月 23 日（木） 15：30 ～ 17：30

場 所：古賀市役所 第 2 庁舎 402 会議室

出席委員：長谷川教育長 石橋委員 小山委員 松本委員 米倉委員 大賀委員

欠席委員：なし

事務局：清水教育部長 簗原教育総務課長 木部学校教育課長兼主幹指導主事 力丸生涯学習推進課長 桐原青少年育成課長 星野文化課長 池見学校給食センター所長 大住指導主事 野村福祉課長 割石障害者福祉係長 教育総務課庶務係（松尾、民谷）

傍聴者：0 名

付議事項：

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 諸 報 告
 - (1) 教育長報告
 - (2) 教育委員情報交流 なし
 - (3) 教育委員会報告
 - ・市議会第 1 回定例会について
 - ・平成 29 年度古賀市立小中学校 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

4. 議案

（第 21 号議案は古賀市教育委員会会議規則第 11 条により非公開）

番 号	件 名	議決年月日	議決結果
第 8 号議案	古賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程の制定について〈共同訓令〉	H29. 3. 23	原案可決
第 9 号議案	古賀市子どもの貧困対策推進委員会要綱の制定について〈共同訓令〉	H29. 3. 23	原案可決
第 10 号議案	古賀市地球温暖化対策等委員会規程の一部を改正する訓令の制定について〈共同訓令〉	H29. 3. 23	原案可決
第 11 号議案	平成 29 年度古賀市教育行政の目標と主要施策について（別冊）	H29. 3. 23	原案可決
第 12 号議案	古賀市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について	H29. 3. 23	原案可決
第 13 号議案	古賀市就学援助規則施行規程を廃止する訓令について	H29. 3. 23	原案可決
第 14 号議案	古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	H29. 3. 23	原案可決
第 15 号議案	古賀市社会教育施設使用料減額団体登録要綱の一部を改正する告示の制定について	H29. 3. 23	原案可決

第16号議案	古賀市立テニスコート管理規則及び古賀市勤労者テニスコート管理規則の一部を改正する規則の制定について	H29.3.23	原案可決
第17号議案	船原古墳保存活用計画策定委員会規則の制定について	H29.3.23	原案可決
第18号議案	古賀市社会教育委員の委嘱について	H29.3.23	同意
第19号議案	古賀市公民館運営審議会委員の委嘱について	H29.3.23	同意
第20号議案	教育委員会事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く）の人事について	H29.3.23	原案可決
第21号議案	県費負担教職員の進退に係る内申について	H29.3.23	原案可決

5. 協議事項 なし

6. その他事項

(1) 各課（所属）等報告

(2) その他

7. 閉会

会議内容：以下のとおり

1. 開会

15時30分、議長が開会を宣言。

2. 教育長あいさつ

3. 諸報告

(1) 教育長報告

古賀の学校教育、社会教育は落ち着いており、粛々と28年度が終わろうとしている。

(2) 教育委員情報交流 なし

(3) 教育委員会報告

石橋議長 教育委員会報告、報告してください。

教育部長 私からは、3月の第1回市議会定例会について報告します。まず3月に上程した教育委員会関連議案の審議状況を報告します。交通事故に係る損害賠償の専決処分の報告については全員賛成で可決いただいています。古賀市立ししぶ交流センター条例の制定、古賀市立テニスコート設置条例及び古賀市勤労者テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定、平成29年度一般会計予算、平成28年度一般会計補正予算、以上については、文教厚生委員会、補正・当初予算の審査特別委員会の審議まで終えております。3月27日最終日に委員長報告がされた後、質疑、討論、採決となります。

3月は施政方針が出ております。市長の施政方針として、来年度の重点施策が11項目あります。1点目、児童生徒にきめ細やかな学習支援を行うため、市内小中学校にお

いて、少人数学級を継続して実施します。2点目、全ての生徒の進学と自己実現を図るため、生活困窮世帯に対する高等学校等への進学負担軽減支援を拡充します。3点目、児童生徒の安心・快適な学習環境を適切に維持するため、施設長寿命化計画の策定に取り組みます。4点目、教育環境の充実と情報教育の推進に向け、校務システムとあわせて教育用コンピューターの更新を行います。5点目、本に親しむ読書のまちづくりを推進するため、第3次古賀市子ども読書活動推進計画を策定します。6点目、地域における青少年の健全育成を推進するため、全ての小学校区における放課後子供教室の実施と内容の充実を図ります。7点目、地域に密着した青少年を育む環境づくりのさらなる充実に向け、ししぶ児童センターを開設します。8点目、児童生徒の多角的な学習環境の充実に向け、小中学校における放課後学習支援や隣保館におけるスタンドアローン支援事業を継続するとともに、児童センターにおける学習支援の拡充や生涯学習センターでの学習スペースの提供を行います。9点目、歴史遺産に親しむ環境をつくるため、国史跡指定を受けた船原古墳の広場整備を行います。10点目、歴史資料の収集と整理を進め、将来的な市史編纂の準備に着手します。11点目、自立した生涯学習スポーツ社会の実現をめざし、第2次古賀市スポーツ振興基本計画の策定に着手します。以上が主な施政方針の取組でございます。

一般質問については、5人の議員から質問がありました。お一人については関連した中で答弁をしております。吉住議員から学校トイレの洋式化に関する質問がありました。大規模などの工事に合わせ検討・整備をしていくということにしております。船原古墳のトイレ設備については公園化の際に整備すると答弁しております。内場議員の選挙はどう変わるかの質問について。小中学校で主権者教育の実施状況として、小学校6年生の社会科学習、中学校3年生の社会科公民分野での学習に加え、選挙管理委員会から投票箱、記載台、交付機などを借り投票体験を行っているという回答をしております。田中議員から、子どもたちの学びや成長を支えるまちへということで、子どもたちの学びと未来を支える就学支援の制度について。小中学校就学援助、高等学校入学支援制度による支援、給食費補助、算数のおけいこセット、計算カード、防犯ブザーの市費購入等の取組についてご説明しております。子どもたちの地域での学習環境の整備について、スタンドアローン事業や児童センターにおける学習支援について説明しています。また、子どもたちの学びと成長を支える教職員の労働環境改善をということの質問でした。学校における学校職員安全衛生管理規程を定め、衛生委員会での健康保持促進や学校管理医をおいたり、他市町に先駆けて定時退校日を設けたり、ノ一部活動デーを実施するなどして労働環境改善を図っているという回答をしております。伊東議員からは子どもたちの自立のために継続的な支援をという質問でした。教育委員会としての答弁としては、乳幼児期から学童期まで早期発見のための取組はという質問に対し、乳児健診時に保健師による問診を実施したり、支援を要すると思われる乳幼児への個別対応をし、発達ルームや療育施設と連携し必要な支援につなげています。小中学校においては、担任を中心として他の教職員と連携をとり、多くの目で子どもを見ております。さらに特別支援教育相談教室ひまわり教室に主任相談員2名を配置し、子どもや担任への支援、検査の

充実を図っているところです。今後は、個別支援ファイルによる子どもから大人までの情報の引継ぎを担保できるようにやっていきたいとご説明しております。次に、必要な時期に適切な指導を受けるために通級指導教室の増級を、という質問です。通級指導教室は、市の申請に基づき県が許可し指導員を配置することで設置されるものであり、東小に言語で3クラス、舞の里小にLD・ADHDの2クラスを設置しております。舞の里小は増級の見込みのため増級の申請をしているところです。姉川議員から、市民協働で元気なまちを、ということで、市制施行20周年記念事業をという質問です。市としては祝賀行事としては25周年を考えており、20周年では冠事業への支援にとどめるという説明をしております。まつり古賀や文化協会、体育協会の予算を計上しておりますが、決定の経緯などについての質問がありました。阿部議員からは、古賀市の文化行政ということで、歴史遺産については保存管理を進め、次世代への継承を行っていくという主旨で回答しております。それについて更にスピードアップを図っていききたいと答弁しております。唐津街道・青柳宿については、まつりといった盛り上がりについては地域住民の考え方が大切であろうという考えをもとに、歴史の継承については歴史遺産の存在する小学校で研究し、それを他の学校に広げていくという取組がよいのではという回答を行っております。本市には、文化ホールや美術館がない、本物を見る機会がないというご質問でしたが、中央公民館は都市計画法により建物としての制限があるため中央公民館としており、公民館法により営利目的による催事の制限があります。そのため、文化ホール等の活用ができないということで、今後、古賀駅の東口開発等で法的規制が外れればそのような取り扱いも考えられるのではないかとということで、現在はアートバス等で本物を見る機会を設けていると回答しております。以上、第1回定例会の報告です。

石橋議長 平成29年度古賀市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、報告ください。

学校教育課長 これについては、毎年粕屋医師会に依頼しております。2ページをご覧ください。古賀西小の学校内科医がこれまで矢野先生でしたが、29年度は堤先生に変更となります。小野小の学校歯科医が渡辺先生でしたが、29年度は瓜生先生に変更となります。来年度はこの体制で委嘱する予定です。委嘱状は4月1日に交付予定です。

4. 議案

石橋議長 第8号議案、古賀市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程の制定について〈共同訓令〉、提案をお願いしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

この規定は、今年度5月の定例教育委員会で申し上げたとおり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、平成28年4月に施行されたことに伴い、法第10条の規定に則り制定するもので、市職員及び学校教職員も対象となりますので、共同訓令で制定するものです。規程の条文について簡単に説明いたします。8ページをお願いします。第1条において、この規程の趣旨を定めています。9ページをご覧ください。第2

条ではこの規程に出てくる障害者、社会的障壁、監督者の用語を定めております。第3条、第4条にかけて、職員はその事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをすることにより、当該障害者の権利利益を侵害しないことや、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、合理的配慮を行うことを定めています。10ページをご覧ください。第5条では監督者の責務を、第6条では、職員から差別的扱いを受けた障害者及びその家族などからの相談についての対応方法を定めています。11ページをご覧ください。第7条では、市は職員に対し研修、啓発を行うことを定めています。12ページをご覧ください。第8条ではこの規程に従わない場合は懲戒処分が付されることが定めています。また、別紙では、この規程の留意事項として、基本的な考え方や具体例などを載せております。規程の主な内容は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

石橋議長 説明がありましたか、ご質問はありますか。こういった規程はこれまでなかったんですね。

教育総務課長 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条に、地方公共団体は基本方針に即して、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされています。

石橋議長 福祉課から追加でありますか。

福祉課長 今年度この規程を定め、来年度は市職員に対し研修を実施し、対応要領に即して全ての職員が行動できるように努めていきたいと考えております。

《第8号議案 原案可決》

石橋議長 第9号議案、古賀市子どもの貧困対策推進委員会要綱の制定について〈共同訓令〉、提案をお願いしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

この要綱は子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条の規定により、地方公共団体が子どもの貧困対策に関し国と協力しつつ、地域の実情に応じた施策を策定し実施する責務を有することとなったことから、古賀市においては、古賀市子どもの貧困対策推進委員会を設置し取り組むこととしたため、この要綱を共同訓令で制定するものです。

38ページをお願いします。第1条において、古賀市子どもの貧困対策推進委員会を設置することを定めております。第2条において、この委員会の事務を子どもの貧困対策について企画及び推進や関係部間の相互連携と定めています。第3条において、この委員会の委員長を保健福祉部長、副委員長を教育部長、委員を子どもの貧困対策を所掌事務にもつ課の課長と定めています。39ページをお願いします。第4条では、委員会の会議について、第5条では委員会の事務を補佐させるため、関係課の課長が推薦する職員をもって構成する古賀市子どもの貧困対策調整委員会を組織することを定めています。第6条では、この委員会の庶務を、保健福祉部福祉課が処理することを定めています。要綱の主な内容は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

石橋議長 何か質問はありますか。福祉課から何か補足はありませんか。

福祉課長 現在もそれぞれの課で当然必要な施策は行っているが、今般子どもの貧困対策の推進に

関する法律が制定されたことを踏まえ、まずは来年度実態調査をさせていただき、分析等を行った上で、各課がやっている施策を体系的に計画を策定し、総合的に全庁的に取り組んでいくということで、この会議を設置するものです。

石橋議長 具体的に年齢等はどうなるのか。義務教育までが対象ですか。

福祉課長 18歳までが対象です。

石橋議長 調査等大変だろうがよろしくお願ひしたい。

《第9号議案 原案可決》

石橋議長 第10号議案、古賀市地球温暖化対策等委員会規程の一部を改正する訓令の制定について、提案をお願ひしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

今回の変更は、この委員会の所掌事務が当初は計画を策定することが中心であったものが、28年度で計画策定が終了し、その事務が計画の推進・啓発となったことから、変更するものです。43ページからの新旧対照表により主な変更内容について説明します。第2条で所掌事務を、計画策定から計画の推進、啓発、情報収集などに変更しております。44ページをご覧ください。第5条では新たに置かれるCMS推進員について、各課の課長を充てることを定めています。CMSとはカーボンマネジメントシステム、二酸化炭素排出を削減するためのシステム・手順のことです。第6条では代表事務局を市民部環境課と定めています。訓令の主な内容は以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。

石橋議長 環境課以外も事務をするのか。

教育総務課長 環境課が代表事務局だが、総務部・教育部・建産部など大きな施設を所管している部が行います。総務部であれば市庁舎など、教育部であれば学校施設・リーパスプラザなどがなどを所管しています。施設管理をしている課が事務局として入っております。

《第10号議案 原案可決》

石橋議長 第11号議案、平成29年度古賀市教育行政の目標と主要施策について、提案をお願ひしたい。

教育総務課長 (議案朗読)

平成29年度古賀市教育行政の目標と主要施策については、前回の教育委員会において説明をしましたが、若干の修正が発生したので、まずその説明をいたします。別冊の13ページをご覧ください。表2つ目の2歴史資料館事業の充実(2)郷土古賀に縁のある人物についての、を薦野氏・米多比氏など郷土の歴史に関するに変更、子ども考古学部の新設など、を追加をしております。(3)古賀周辺の海岸の漂流物等に関する企画展の実施を追加し、元の(3)を(4)に変更しております。以上の変更を踏まえまして、ご審議お願ひします。

石橋議長 先月説明を受け、持ち帰ってもらっていましたが、何かご質問・ご意見等ありますか。なければ、了承することとします。

《第11号議案 原案可決》

石橋議長 第12号議案、古賀市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願

いしたい。

学校教育課長 （議案朗読）

これまでの規則は就学援助の対象者が明確でなかったため、今回の改正で、市内小中学校に通う児童生徒を対象とするということを明確にしております。もう1つは、就学援助規則施行規程があり、その中に本来なら規則で定めるべき事項を規程で規定していたことから今回整理しております。新旧対照表をご覧ください。第2条では見出しを変更し、条文を次のように改めます。就学援助の対象者は、古賀市立学校設置条例別表第1に規定する小学校に在学する児童又は別表第2に規定する中学校に在学する生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。アからエがこれまで施行規程に規定されていて、今回規則に位置づけているところです。アは、生活保護基準額の1.3倍以内の場合、イは市民税が課されていない場合、ウは今回追加しているが、児童扶養手当を受給している場合としております。62ページをご覧ください。第4条の見出しを変更し、第4条に範囲を規定しています。(1) 要保護者のうち、教育扶助を受けている者、修学旅行費(2) 前号に該当しない就学援助の対象者、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、通学費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費及び医療費としております。63ページ、第5条で見出しを改め、申請について規定しております。第6条で支給認定等について規定しております。様式が第1号から第5号まで7種類あります。第7条では支給決定等について規定しております。

小山委員 貧困対策推進委員会も立ち上がることで、このように細かく規定してあると、保護者もわかりやすく対応できると思います。

学校教育課長 生活保護基準額の1.3倍といってもわかりにくい。モデルケースを3パターンほど提示し、わかりやすく説明していこうと検討しております。

《第12号議案 原案可決》

石橋議長 第13号議案、古賀市就学援助規則施行規程を廃止する訓令について、提案をお願いしたい。

学校教育課長 （議案朗読）

施行規程に規定していたものを規則に改めることにより、規程を廃止するものです。

《第13号議案 原案可決》

石橋議長 第14号議案、古賀市学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いしたい。

学校教育課長 （議案朗読）

71ページ、新旧対照表の現行で花鶴学童保育所3クラブとしていたものを、1クラブ増設し、4クラブに改正するものです。また条文の整理をしております。

石橋議長 クラブ数というのはどういう単位ですか。

学校教育課長 教室のことです。

《第14号議案 原案可決》

石橋議長 第15号議案、古賀市社会教育施設使用料減額団体登録要綱の一部を改正する告示の制定について、提案をお願いしたい。

生涯学習推進課長 （議案朗読）

市立球技場の名称を市民グラウンドに変更することにより、古賀市社会教育施設使用料減額団体登録証様式第2号の裏面の記載を改正するものです。

《第15号議案 原案可決》

石橋議長 第16号議案、古賀市立テニスコート管理規則及び古賀市勤労者テニスコート管理規則の一部を改正する規則の制定について、提案をお願いしたい。

生涯学習推進課長 （議案朗読）

使用料を徴収することに伴い、規則の一部改正を行うものです。新旧対照表をご覧ください。第6条で使用料の減免を規定しています。使用料を徴収することに伴い減免規程を設けます。第2項で使用料の全額又は半額を減免することができること、第3項で減免申請書を提出し承認を受けなければならないこと、第4項で教育委員会は審査し、適当と認めるときは減免許可書を交付することを規定しています。第8条で各号に掲げる場合に依り、使用料の還付をすることを規定しています。第3号使用者が使用日前日までに申請書を提出すれば5割相当額を還付することを規定しています。97ページ以降、勤労者テニスコート管理規則の一部改正についても市立テニスコート管理規則の一部改正と同様、使用料を徴収することについての使用料の減免、徴収、還付について規定しています。

石橋議長 テニスコートの使用が有料になることに関わる改正です。減免対象の大会や団体はどういうものか。

生涯学習推進課長 体育協会の市民テニス大会などは全額免除になる部分もあります。半額免除の場合は各競技協会が行われる場合、競技協会で練習される場合は半額免除になる部分もあります。

石橋議長 中体連などで使用する場合はどうなるのか。

生涯学習推進課長 別表の規定により、高校生以下の団体が使用するときは全額免除となります。

《第16号議案 原案可決》

石橋議長 第17号議案、船原古墳保存活用計画策定委員会規則の制定について、提案をお願いしたい。

文化課長 （議案朗読）

船原古墳が平成28年10月に国史跡指定になったことから、新たに船原古墳保存活用計画を策定する必要があるため、策定委員会の設置を提案するものです。この委員会は第2条に所掌事務を規定しています。船原古墳の保存及びその活用の方針について検討していただき、教育委員会へ提言してもらうこととなります。来年度、船原古墳を広場として簡易的に整備する予定だが、この計画では将来にわたり国史跡の適正な保存と史跡を活かしたまちづくりを行うという視点から計画の策定をしたいと考えております。第3条組織として、委員会は6名以内の委員をもって組織するとしています。委員は文化財や船原古墳に関し識見を有するものうちから委嘱したいと考えています。第4条、委員の任期は平成30年3月31日とし、ほぼ1年でこの計画を作るように考えています。第8条、この委員会の庶務は教育部文化課とし、文化財係が担当します。附則でこ

の規則の失効を規定し、平成30年3月31日限りその効力を失うとしています。

石橋議長 1年間の時限規則です。船原古墳は恒久的に残していくのか。

文化課長 土地を公有地化したので、今後古賀市としては、公園化して整備し、遺跡を守っていき
たいと考えています。

《第17号議案 原案可決》

石橋議長 第18号議案、古賀市社会教育委員の委嘱について、提案をお願いしたい。

生涯学習推進課長 (議案朗読)

新たに社会福祉協議会から檜山さん、コスモス文庫、子ども読書活動推進計画策定協議
会委員をされている村山さんに委嘱したいと考えております。

《第18号議案 同意》

石橋議長 第19号議案、古賀市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案をお願いしたい。

生涯学習推進課長 (議案朗読)

3名の方に新規で委嘱したいと考えています。コスモス市民講座スタッフの青谷さん、
青少年育成会議から末次さん、古賀東区分館長富山さんに委嘱を考えています。

《第19号議案 同意》

石橋議長 第20号議案、教育委員会事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く)の人事
について、提案をお願いしたい。

教育部長 (議案朗読、一覧表を読み上げ)

《第20号議案 原案可決》

石橋議長 第21号議案は後ほど審議することとします。

5. 協議事項 なし

6. その他事項

(1) 各課(所属)報告

ア、教育部長

- ・29年度も教育委員会事務局課長の体制は今年度と変わりません。引き続きよろしく
お願いします。

イ、教育総務課

- ・平成28年度学校施設整備・工事進捗状況の説明をいたします。112ページをご覧ください。3月16日現在の工事の進捗ですが、生涯学習センター関連の工事が予定ど
おり完了し、上から4つ目の花鶴小学校職員室増築工事のみが施工中となっております。
今日現在、工事は終了し書類の関係の提出が残っているだけとなっておりますので、28
年度工事については、ほぼ予定どおり完了することとなりました。

ウ、学校教育課

- ・不登校児童生徒数については、先月から4名増です。中1不登校生徒数は先月から増え

ておりません。引き続き不登校児童生徒への対応に取り組んでいきたい。

- ・スクールソーシャルワーカーへの相談状況について。件数は昨年に比べ少ないが、時間数や活用回数はかなり多くなっています。保護者との連携もスクールソーシャルワーカーにしっかりしていただいたことで、改善もかなり図られているところです。
- ・教職員の研修状況について。心の教室相談員研修会がありました。小学校から中学校への引継ぎをしております。古賀市の広報誌で、千鳥小にいた相談員が取り上げられ、古賀市では心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがトライアングルのようにして子どもたちの心の応援団としてしっかりサポートしているという記事が掲載されています。
- ・行政視察が3月28日に山口県周南市から来られます。

エ、生涯学習推進課

- ・社会教育委員の会議が提言書をまとめておられますので配布しています。平成27年・28年は家庭の教育力と地域の教育力の調査研究を行われ、提言をまとめられています。生涯学習推進課としては、参考にしながら施策に反映していきたいと考えています。
- ・4月8日10時から、リーパスプラザこがグランドオープン記念式典を多目的ホールで開催します。同日開催で、フルフルフェスタを中央公民館ホール、市民グラウンドで食の祭典を行います。

石橋議長 社会教育委員さんのご努力により立派な提言書ができておりますので、皆さんしっかり読んでおいてください。ご苦労だったろうと思います。

生涯学習推進課長 家庭教育力については、小学校1年生と小学校6年生の児童と保護者にアンケートをとられ、自分たちで集計され、細かな部分まで把握されています。そういう部分で私どもも力を入れる部分が見えてきたような気がしています。施策に反映していきたいと考えています。

石橋議長 無駄にならないようにしていきたいですね。ありがとうございました。

オ、文化課

- ・古賀風土記を配布しています。5年ぶりに策定しました。船原古墳を新たに追加し、今年の1月に市の指定文化財として指定した2件を追加しています。2017年1月までの内容です。全戸配布ではなく、市役所や歴史資料館で配布しております。

カ、青少年育成課

- ・28年度に改修していた、ししぶ児童センターが4月28日に開所予定です。教育委員さんには、後日見学していただく予定です。

キ、給食センター

- ・本日で平成28年度の給食が終了しております。29年度は4月10日から開始となります。

(2) その他

教育総務課長 (行事予定表の説明)

庶務係長 (5月定例教育委員会の日程調整)

石橋議長 5月定例教育委員会は5月24日13時30分とする。

石橋議長 最後に、第21号議案の議案審議に入ります。審議に入る前に審議の進め方ですが、第21号議案、県費負担教職員の進退にかかる内申については、人事に関する案件であることから非公開が適切と考えられます。会議は原則公開であるが、委員の発議により出席者の3分の2以上で決したときは非公開とすることができると定められていますから、公開・非公開について委員の議決をお願いしたいと思います。

小山委員 第21号議案県費負担教職員の進退にかかる内申についてに関しまして、非公開とすることを発議します。

石橋議長 第21号議案について、非公開とすることの発議がありました。この発議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により可否の決定を行います。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員全員 挙手

石橋議長 挙手全員です。第21号議案については、公開しないことに決定します。
(第21号議案は古賀市教育委員会会議規則第11条により非公開)

7. 閉会

議長が閉会を宣言し、17時30分閉会した。